

お店の感染防止対策に補助金が使えます

対象企業

余市町に店舗があること

※詳しくは裏面「対象となる事業者様」をご覧ください。

補助率、補助上限額

補助率：設備・工事等の費用の **80%**

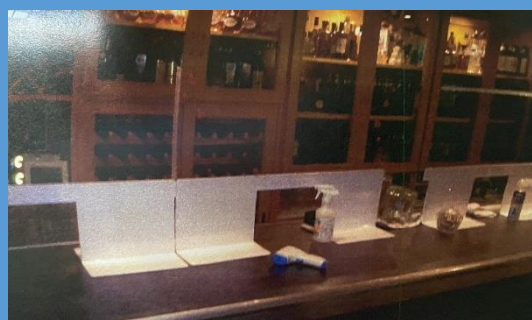
対象経費
総額 **12.5**
万円以上

法人・個人事業主 **最大 10万円**

対象経費 ※詳しくは裏面「対象経費」をご覧ください。

受入体制整備

導入事例：A事業者（導入経費約15万円）



飛沫防止アクリル板設置
+
飛沫防止ロールスクリーン設置
+
網戸設置

受入体制整備

+

新業態開始

導入事例：B事業者（導入経費約13万円）

飛沫防止シート

+

非接触型体温計

+

テイクアウト容器、箸など

感染防止対策による客足回復！！

テイクアウトによる売上増！！

詳しくは裏面をご覧ください。

町内に店舗を有し、対面サービスを実施する事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う受入体制整備や新業態開始に要する設備導入経費等を支援するための補助事業の三次募集を開始します。

※対象業種に⑤その他の教育、学習支援業を追加しました。

対象となる事業者様

町内に店舗を有する中小企業及び個人事業主のうち、

①小売業、②宿泊業、③飲食業、④理美容等生活関連サービス業、
娯楽業、⑤その他の教育、学習支援業

⑥その他不特定多数の方と接触のある事業者を対象とする。

※ただし、同一事業で他の補助金等の交付を受けている事業者を除く

①～④は日本標準産業分類に基づく分類

1 | 対象経費

■受入体制整備 ※導入の際の施設改装費等含む

- ①飛沫感染防止アクリル板等、②透明ビニールカーテン等、
③非接触型自動水栓（蛇口）、④換気扇、
⑤トイレ内の人感センサー付き照明器具、⑥店内の換気に必要な網戸、
⑦非接触型体温計、⑧キャッシュレス決済端末

■新業態開始 ※初期導入経費のみ

- ⑨テイクアウト・デリバリー用容器、箸、スプーン等購入経費、
⑩ECサイト開設・利用経費、⑪IT導入経費、⑫配送手段等設備導入経費 等

町内事業者からの
購入が原則

2 | 対象期間・補助額

・遅くとも令和3年1月29日（金）までに上記1（対象経費）に掲げるものを導入し、これに付随する施設改装を行い、支払を完了させることができるもの

※ただし、交付決定前に着手した事業（4/1以降）でも対象となる可能性があるため、ご相談ください。

・対象経費の4/5以内（1事業者あたり補助金額は10万円上限（総事業費12万5千円以上）、下限2万円（総事業費2万5千円以上））

3 | 手続きの流れ

ステップ 1

余市町内の施設において、設備導入（改装含む）の事業計画を作成。見積書を手入

ステップ 2

余市商工会議所に申請書類の確認を依頼し、事業者確認書を受領

ステップ 3

申請書類に事業者確認書を添付して郵送

<受付期間>

令和2年11月2日(月)

から

令和2年11月30日(月)

ステップ 4

町から交付決定通知

12月中旬頃

ステップ 5

設備導入（改装を含む）を実施し、支払を完了

令和3年1月29日(金)まで

ステップ 6

実績報告書、発注、納品・検収の状況が分かる書類、請求書・領収書（各写し）等必要書類を提出

遅くとも令和3年3月2日(火)まで

ステップ 7

指定口座へ振込

4 | 申請方法

- ①申請書（第1号様式）、②計画書（様式1）、③予算書（様式2）、
④見積書 ※2者以上、⑤事業者確認書（様式3：会議所発行）、
⑥町税の滞納がない旨の申出書及び町税の調査閲覧同意書（様式4）を役場へ郵送 ※必要に応じ、追加で書類提出をお願いする場合があります

詳細は余市町HPをご覧ください
下記までお問い合わせください

http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/keiseihin/kaisaku_sien/hojyo.html



余市町 経済部商工観光課

〒046-8546 余市町朝日町2番地 2階

【電話】0135-21-2125（直通）

【FAX】0135-21-2144

【開庁時間】平日8:45～17:15（土日祝日を除く）

余市商工会議所

〒046-0003 余市町黒川町3丁目114番地

【電話】0135-23-2116（直通）

【FAX】0135-22-5100

【開所時間】平日8:45～17:15（土日祝日を除く）